

国頭村畜産糞尿利活用調査事業 仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、発注者である国頭村（以下「甲」という。）が請負業者（以下「乙」という。）に発注する「国頭村畜産糞尿利活用調査事業」に適用する。

(事業名)

第2条 国頭村畜産糞尿利活用調査事業

(業務場所)

第3条 国頭村一円

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日～令和6年3月22日とする。

(業務の目的)

第5条 国頭村内畜産糞尿の賦存量及び成分、現在の処理の状況等を詳細に把握し、再生可能エネルギーとしての利活用や新たな処理方法の検討、事業実施の可能性について調査を行い、循環型社会の構築へ向けた取り組みを行うことで、環境に配慮した持続可能な畜産業の振興を図ることを目的とする。

(上位関連計画、法令等の遵守)

第6条 本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関連計画、関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月策定）
- (3) 沖縄クリーンエネルギー・イニシアティブ（令和4年3月改定）
- (4) 北部地域新振興戦略（令和3年10月策定）
- (5) 沖縄県廃棄物処理計画（第五期）（令和4年3月策定）
- (6) その他関係法令 等

(書類の提出)

第7条 本業務の履行にあたっては、乙は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時 : 着手届、工程表、業務計画書、管理技術者通知書
- (2) 完了時 : 完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

(協議及び協議解決)

第8条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

(業務計画)

第9条 乙は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、甲と協議しなければならない。

(成果品の検査)

第10条 乙は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとし、これに対する経費は乙の負担とする。

(乙の責務)

第11条 乙は、当該業務を履行するにあたり、第5条の業務目的及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いるものとする。

- (1) 乙は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 乙は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また甲の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速やかに甲と協議しなければならない。
- (4) 乙は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 乙は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (6) 乙は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第2章 業務内容

(業務内容)

第12条 業務内容は、概ね次のとおりとするが、乙の提案内容に基づき、甲と乙との協議により業務内容を決定する。また、業務の実施に当たり、より効果的な成果を得るために新たな提案は、これを妨げない。

- (1) 資料収集整理
 - ・現状課題、上位関連計画等の資料を収集し整理を行う。
- (2) 国頭村内畜産糞尿賦存量調査
 - ・賦存量、利用可能量等を村内畜産事業者及び関係機関等とのヒアリングを基に現状把握を行う。
- (3) 国頭村内畜産糞尿の現在の処理状況調査
 - ・現在の処理状況について村内畜産事業者及び関係機関等とのヒアリングを基に調査し、処理の課題等について整理を行う。
- (4) 畜産糞尿成分調査
 - ・村内畜産農場から排出される畜産糞尿について、適した利活用及び処理方法検討のため、成分分析を行う。
- (5) 技術動向に関する県内外事例調査
 - ・県内外の先進的な事例を既存資料の調査や情報収集を行う。
 - ・事業化推進委員会での県外視察を行い、計画の参考とする。
 - ・機能・規模の設定や運営方法、整備手法など、参考として有効な事例について視察を行う。
 - ・事例調査に係る費用（日当等含む）は本業務に含まれることとする。
- (6) 国頭村内畜産糞尿利活用及び処理方法の検討
 - ・国頭村内畜産糞尿における課題や地域の現状等を整理したうえで、利活用及び処理方法についての検討を行い、最適な案を提示する。
- (7) 事業可能性の検証
 - ・施設構成、概略モデルの検討
 - ・事業採算性の検討
 - ・事業の評価、事業効果の分析
- (8) 実証事業モデルの検討
 - ・事業評価、事業効果の分析を基に実証事業モデルの検討、実証事業計画の提案を行う。
- (9) PPP/PFI 等事業化手法のスキーム検討
 - ・事業化手法として、公営公設で実施する方法をはじめ、民間企業を活用する PFI、PPP 事業等、効率的な事業化手法を検討する。また、適用可

能な補助金、交付金等を確認するとともに、必要に応じて、金融機関の活用等についても検討を行う。

- ・企業連携プラットフォームを構築し、事業に関心の高い事業者とのマッチングを図るため、事業者に対する情報提供・意見交換の場の提供を行うものとする。

(10) 事業化推進委員会等の設置

- ・本業務の実施にあたり、国頭村、村内養豚事業者、関係団体等で構成する「事業化推進委員会」（3回以上開催予定）を設置し、意見の聴取を行う。なお、会議の開催回数については増減する場合がある。各種会議の運営支援は、次の事項を具体的な業務内容とする。
 - ・委員との連絡調整
 - ・委員会配布資料の作成及び印刷
 - ・委員会事務局の支援（進行）
 - ・議事録の作成
 - ・上記にあげるものの他、会議等の運営に必要な事項（協議会の開催運営、構成員への旅費・謝礼金の支払い等を含む。）

(11) 打合せ

- ・本業務の実施にあたり、密に打合せ等を行うこととし、打合せ等を行ったときは、その都度打合せ簿を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(留意事項)

第13条 本業務の実施に当たっては、受注者のこれまでの経験に基づく知識や組織力を十分に活用し、全国の情報や事例を広く収集し、実現性の高い具体的な施策を提案する。また、乙は第12条に記載した各業務内容を適切かつ円滑に実施するために、今後の実証事業や事業化に向けた協議・調整を始め、国頭村、村内養豚事業者、関係団体等と十分な協議・調整等を行うものとする。

第3章 成果品

(納入成果品)

第14条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書50部（冊子を想定。関係機関への配布）
- (2) 上記成果物に係る電子媒体（PDF及びWord形式）
- (3) 集計データ等の成果物
- (4) 打合せ記録簿

- (5) 上記ドキュメントを保存したCD又はDVD
- (6) その他甲が指示する資料等

(納品方法)

第15条 契約期間内に、第14条納入成果品に定める成果品を提出すること。

第4章 その他

(その他留意事項)

第16条 第1章から第3章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権(著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む)は、甲に帰属するものとする。
受託者は、当業務の実施のために必要な、乙が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、乙は甲と協議する